

承認第1号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

中間市長 松下 俊男



中間市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

中間市市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年中間市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち中間市市税条例第 51 条第 2 項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 1 条のうち中間市市税条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(中間市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第139条の3第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(中間市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は法人番号</p> <p>(中略)</p> <p>第139条の3第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>